

第3章 災害への適切な対応

第1節 総合的防災体制の整備

第1 防災事前対策体制の整備

【方針】

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平素から防災に関する組織及び活動体制の整備に努め、相互に連携して災害予防効果を高める。

【計画】

1 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、修正の必要がある場合は改訂を行う。

2 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる具体的計画を予め立案し、関係所属や機関との調整を図る。

3 専門委員会等の設置

「阪南市防災会議」の専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取など、災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みを行う。

特に、次の事項についての検討を進めていく。

- (1) 職員動員配備計画
- (2) 応援要請計画
- (3) 通信計画
- (4) 広報計画
- (5) 避難・収容計画（災害時要援護者対策を含む。）
- (6) 医療・救護計画
- (7) 輸送確保計画
- (8) 災害時における物品等の調達計画
- (9) ライフラインの確保に関する計画と連絡会議の定期的な開催
- (10) その他、災害対策上の有効な手段の確保

第2 防災中枢組織体制の整備

【方針】

市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中枢的な組織体制の整備・充実を図る。

【計画】

1 防災対策調整会議における防災対策の推進（平常時）

- (1) 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、予防計画の業務を総合的かつ計画的に推進する。
- (2) 市長が主宰、助役、収入役、教育長、市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部長、総務部理事、市民部長、保健福祉部長、学校教育部長、生涯学習部長、事業部長、上下水道部長、市立病院事務局長、議会事務局長、行政委員会事務局長を構成員とする。

2 災害警戒本部

- (1) 災害警戒本部は、災害予防、災害応急対策を実施するために設置する。
 - ア 災害発生のおそれがある気象予警報が発表される等、通信情報活動の必要があるとき。
 - イ 局地的に軽微な災害が発生したとき。
 - ウ 市域（近隣市町域）で震度4の地震が発生したとき。
 - エ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき。
 - オ その他、市長が必要と認めたとき。
- (2) 災害警戒体制における配備体制は、原則として市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部長、総務部理事、事業部長、人事課長、人事課長代理、危機管理課長及び危機管理課担当職員により編成し、総務部長が指揮・統括する。本部長は総務部長とし、副本部長は事業部長とする。総務部長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、事業部長が代行する。

3 災害対策本部

- (1) 災害対策本部は、災害予防、災害応急対策を実施するため設置する。
 - ア 災害の発生が確実と考えられ、その対策を要すると認められるとき。
 - イ 小規模以上の災害が発生したとき。
 - ウ 市域（近隣市町域）で震度5弱以上の地震が発生したとき。
 - エ その他市長が必要と認めたとき。
 - オ 前項において、市長が不在又は何らかの事情でその職務を遂行できない場合は、助役が、助役不在の場合は収入役が、収入役不在の場合は教育長が必要と認めるとき。助役、収入役、教育長も同様に職務を遂行できない場合は、防災対策調整

会議の構成員の多数が必要と認めるとき。

(2) 体制

本部長 : 市長

副本部長 : 助役、収入役、教育長

本部員 : 市長直轄理事、市長直轄副理事、総務部長、総務部理事、市民部長、保健福祉部長、学校教育部長、生涯学習部長、事業部長、上下水道部長、市立病院事務局長、議会事務局長、行政委員会事務局長

(3) 本部員会議

必要に応じ、本部長、副本部長、本部員により本部員会議を開催する。

4 現地災害対策本部

局地的に相当規模の被害が生じた場合等において、災害応急対策を局地的、重点的に実施するために現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部長及び本部員は、本部長（市長）により指名された者が当たり、現地での災害応急対策活動を行う。

災害対策本部長は、次の設置基準に該当する場合には、原則として現地災害対策本部を設置する。

ア 設置基準

(ア) 災害応急対策を局地的又は重点的に推進する必要があるとき。

(イ) その他災害対策本部長が必要と認めるとき。

イ 廃止基準

災害対策本部長が認めるとき。

ウ 所掌事務

(ア) 被害状況等の把握に関すること。

(イ) 現地における関係機関との連絡に関すること

(ウ) その他必要な事項

5 動員配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策等を有効適切に実施するため、災害時における職員の配備等に関し、次のとおり定める。

(1) 配備体制と配備基準

災害に対処するために、災害の状況により、災害警戒本部設置時には警戒配備を、災害対策本部設置時には、A～C号配備をとる。

なお、市長は災害その他の状況により必要があるときは、特定の部に対してのみ、警戒のための配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備体制の指令を発することができる。

また、関係各部署の長は、速やかに初動体制がとれるようあらかじめ従事すべき職員の連絡体制を整えておく。

(2) 自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合であっても、ラジオ・テレビ等により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知した場合は、状況に応じ電話等により所属長と連絡の上、又は自らの判断で速やかに勤務場所に参集しなければならない。

また、ラジオ・テレビ等により震度4の地震が発生した場合や津波予報区「大阪府」に津波警報が発表された場合、警戒配備等要員は勤務場所または予め指定された場所に自主参集しなければならない。

震度5弱以上の地震が発生した場合、全職員（予め指定された場所への参集職員以外）は、自主的に速やかに市役所1階ロビー周辺に参集しなければならない。

表 配備区分・配備基準

配備区分	配備時期
警戒配備	ア 災害の発生のおそれがある気象予警報が発令される等、通信情報活動の必要があるとき。 イ 市域(近隣市町域)に震度4の地震が発生した場合。 ウ 津波予報区「大阪府」に津波警報が発表されたとき。 エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。
A号配備	ア 災害発生のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき若しくは、小規模の災害が発生したとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。
B号配備	ア 相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。
C号配備	ア 大規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 イ 市域（近隣市町域）に震度5弱以上の地震が発生した場合。 ウ 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。 エ その他必要により市長が当該配備を指令するとき。

(3) 配備指令

配備体制の指令は、次の要領で行う。

ア 災害対策本部設置前の指令

災害対策本部設置前の警戒配備体制は、市長が指令する。

イ 災害対策本部設置後の指令

災害対策本部設置後のA～C号配備体制は、本部会議の議を経て本部長（市長）が指令する。

(4) 配備体制時の動員人員

各部の動員数は、次表のとおりとする。

なお、機構改革等により、組織が変更した場合には、その都度見直しを行う。

表 動員人員一覧表

(平常時) 部 名	(災对本部時) 班名	(平常時) 課 名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
市長 直轄	秘書班	秘書室	3	0	1	全 員	
	人事班	人事課		1	1		
	物資調達班	政策企画推進課		0	1		
総務部	総務班	危機管理課	5	5			
		総務課	2	1	1		
		市民活動支援課		0	1		
	財政班	財政課		1	1		
	広報班	市民の声をきく課		0	1		
	総務班	人権推進課		0	1		
		環境センター推進室		0	1		
市民部	避難所開設班	商工観光課	0	0	1		
	生活環境班	生活環境課		1	2		
	給食班	市民課		1	2		
	避難誘導・調 査班	税務課		3	5		
保 健 福 祉 部	生活支援班	生活支援課	0	1	2		
	福祉班	市民福祉課		1	2		
		こども家庭課		1	2		
		介護保険課		1	1		
	救護班	保険年金課		2	3		
事業部	土木班	建設課	1	1	1		
		農林水産課		0	1		
		管理課		1	2		
	都市整備班	都市整備課		1	2		
		箱作土地区画整理事務所		0	1		
上 下 水 道 部	給水班	水道業務課	0	1	2		
		水道工務課		2	3		
		下水道課		1	2		

第2編 災害予防対策

(平常時) 部名	(災对本部時) 班名	(平常時) 課名	警戒体制 配備人員	災害対策本部 配備人員(人)			備考
				A号 配備	B号 配備	C号 配備	
学 校 教 育 部	教育総務班	教育総務課	0	1	1	全 員	
	指導班	学校教育課		1	1		
生 涯 学 習 部	生涯学習 推進班	生涯学習推進課	0	1	2		
収入役室・ 議 会 事 務 局 ・ 行 政 委 員 会 事 務 局	会計班	会計課	0	1	2		
	議員連絡班 応援班	議会事務局 行政委員会事務局					
市 立 病 院 事 務 局	医療班	市立病院事務局	*3	*3	*3		

*3：市立病院事務局については、別体制を整えている。

第3 防災資機材等の整備

【方針】

市及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期す。

また、その調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるように点検整備を実施する。

【現況】

防災関係の資機材庫としては、現在、4箇所の市防災倉庫及び6箇所の消防分団車庫を設置している。【2-32頁、2-93頁参照】

【計画】

1 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行う。

2 防災用資機材庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食糧等とともに、避難救助用資機材等の整備を図る。

- (1) 市内における防災用資機材庫の設置
- (2) 庁舎付近における緊急資材置場の確保
- (3) 避難施設における医薬品・救護用機器等の整備

3 資機材の整備品目及び調達

防災用資機材等の整備品目は次のとおりとし、緊急時における調達方法についても検討する。

表 市防災用資機材一覧表

品目	数量	品目	数量
杭	350 本	発電機	3 台
ビニール製土のう	8,000 枚	可搬動力ポンプ	3 台
番線	30kg	水中ポンプ	2 台
はりがね	25kg	電気ドラム	4 台
ロープ(縄等)	10 巻	投光器	6 器
平スコップ	30 丁	テント	5 張
剣スコップ	30 丁	バケツ	25 缶
掛矢	10 本	懐中電灯	100 個
つるはし	10 本	ヘルメット	100 個
パール	15 本	長靴	30 足
クワ	8 丁	雨合羽(上下)	20 枚
チェーンソー	1 台		

4 防災資機材の点検整備

(1) 防災資機材の点検整備

ア 整備項目

- (ア) 水防、消防等の資機材
- (イ) 特殊車両
- (ウ) 建設用資機材
- (エ) 医薬品、薬剤等の医療品
- (オ) その他災害用装備資機材(広報車・空気呼吸器等)

イ 保有(備蓄)資機材の点検

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) 種類、規格と数量の確認
- (エ) 薬剤等の効能の確認
- (オ) その他

資機材等の点検結果は、常に記録しておくとともに破損等が発見されたときは、補充、修理を行う。

5 応急給水用資機材等の整備

災害時において、被災者に飲料水の供給が確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材の整備を行うとともに、あらかじめ給水計画を策定しておく。

第4 防災訓練の実施

【方針】

市及び防災関係機関は、関係機関の連携体制の強化及び市民の防災思想の高揚を図るため、関係機関の積極的参加と市民、自治会及びその他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施する。

【現況】

本市では、総合防災訓練を実施している。(平成13年度～平成16年度において、岬町と合同で広域的な防災訓練を実施)

【計画】

1 総合訓練

市及び防災関係機関は、災害時における被害を最小限にとどめることを目的に、防災活動を迅速かつ確実に実施するため、相互の連携において訓練を実施する。

なお、実施にあたっては市民及び災害時要援護者に参加を呼びかけるとともに、自治会や自主防衛組織で自主的な訓練を行おう要請する。

訓練は被害想定を明確にし、必要に応じ交通規制を行うなど、実践的な内容にするとともに、事後評価を行い、防災体制の充実を図る。

(1) 参加機関

市、自治会、小・中学校、幼稚園、保育所(園)、消防組合、消防団、泉南警察署、(社)泉佐野泉南医師会、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

- ア 非常招集訓練
- イ 本部運営訓練
- ウ 情報伝達訓練
- エ 災害対策本部設置訓練
- オ 通信訓練
- カ 広報訓練
- キ 初期消火訓練
- ク 水防訓練
- ケ 避難誘導訓練(障害者の避難誘導訓練含む)
- コ 応急救護訓練
- サ 救出救護訓練
- シ 救助物資輸送配布訓練
- ス 応急給水訓練
- セ 炊出し訓練
- ソ 夜間訓練等

2 小中学校等の防災訓練

小学校、中学校、高校において、訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて、しかもすばやく行動できるように、その意味、必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

3 社会福祉施設・病院等の防災訓練

収容者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火通報訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練等

4 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

1. 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
2. 上記の防災訓練は、年1回以上実施するものとする。
3. 上記の防災訓練は、避難のための災害応急対策を中心とする。
4. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部設置・運営訓練
 - (2) 災害時要援護者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 防潮扉等の閉鎖訓練
 - (5) 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練

第5 広域応援体制の整備

市域に大災害が発生し、市及び防災関係機関による災害応急対策活動では対応しきれない場合、他の市町村に応援要請を行い、円滑な災害対策活動を行う。

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりであるが、他市町村との相互応援協定なども今後検討していく。

平成3年生まれ同期市自治体災害時相互応援に関する協定

協定日：平成16年5月1日

協定市：千葉県 袖ヶ浦市

埼玉県 鶴ヶ島市

埼玉県 日高市

東京都 羽村市

奈良県 香芝市

応援内容：(1) 救援及び応急復旧活動等に必要な職員の派遣、資機材及び物資の提供

(2) 食糧、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供

(3) ボランティアの斡旋

第6 防災拠点の整備

本市は、大規模災害時において、適切な災害応急対策が実施できるよう、防災拠点を次のとおりとする。

表 防災拠点

施設名	区分	所在地	電話
総合体育館	救援物資輸送拠点	光陽台 1-17-24	71-5224
市役所防災倉庫	食料備蓄拠点	尾崎町 35-1	71-5678
鳥取中学校	救援部隊拠点	黒田 341	72-1881
西鳥取公民館	ボランティア拠点	鳥取 1214 の 1	72-3188
箱作公園	自衛隊等のペースキャン*		

(平成17年4月1日現在)

第7 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市は、大規模災害時に自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣要請の手続の明確化など自衛隊との連携体制を整備する。

第8 災害広報体制の整備

1 災害時広報体制の確立

災害時広報の重要性を考慮し、広報の手段別に人員及び資機材の配置について検討していく。

2 広報文の検討

広報手段の特性を考慮し、災害の種別ごとに災害が予知又は予想される場合、災害が発生した場合、応急対策活動が実施された場合などを想定して、あらかじめ、わかりやすい広報文を作成する。

3 府、放送機関との連携

大規模災害時には、ラジオ、テレビによる放送が重要な役割を果たす。

そこで、本市からの放送を行う場合、府の調整を経て実施することとし、あらかじめ放送の内容、方法等を詳細に決めることが望ましい。したがって、府、放送機関の協力のもとに災害時広報について、検討していく。

第2節 災害通信施設及び情報収集伝達体制等の整備

【方針】

市及び防災関係機関は、気象予報等の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達等、災害応急対策活動の動脈となる有線通信施設及び無線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充及び機器の改善を図るとともに、非常事態に備えて多ルート化を行うこととする。また、保守管理と運営体制を徹底し、非常通信ネットワークが有効に機能するように万全を期し、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

【現況】

災害時における気象予警報、災害情報、指令等を伝達し、被害状況や応急対策活動状況等を収集するため、市防災行政無線（固定系、移動系）を整備し、運用している。

1 施設・設備の現況

防災行政無線固定系については、親局を市役所庁舎に置き、屋外受信機及び屋内受信機を配備している。

この他、以下の施設の利用が可能である。

- (1) 消防無線
- (2) 大阪府防災行政無線
- (3) 大阪府防災情報システム
- (4) 西日本電信電話㈱の災害時優先電話

*表 阪南市防災行政無線運用管理規程【巻末資料5 参照】

*図 大阪府防災行政無線回線系統図【巻末資料8 参照】

2 通信体制の現況

- (1) 無線従事者

市職員のうち33名（平成17年4月1日現在）の無線従事者を確保している。

【計画】

1 防災行政無線等の整備拡充

- (1) 機器の拡充

市は災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、保有の無線機器の整備拡充に努める。

ア 防災行政無線

ア) 固定系

イ) 移動系

(2) 機器の保全

災害時の使用に支障がないよう、各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるように努める。

(3) 要員の確保

無線従事予備員（免許保有者）の確保を図る。

2 消防無線

消防組合は、消防無線の整備計画により増強する。また、府域における各消防本部との相互連絡用に共通波の整備を図る。

3 有線通信設備の整備

(1) 関係機関は、情報連絡に用いる電話について、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を西日本電信電話㈱に申請し、指定し、位置付けを的確に行う。

(2) 災害時に、携帯電話、ファクシミリ等の機器を効果的に利用できるよう、あらかじめ運用計画を定めておく。

(3) 西日本電信電話㈱は、電気通信設備の防災管理に努め、災害時優先電話等が機能を発揮できるように運営体制を整備する。

4 防災相互通信用無線

関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに通信施設の整備計画を作成し、整備するとともに、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備を検討する。

5 その他情報機器の整備

CATV、インターネット、衛星通信等を活用し、情報収集・連絡システムの整備を推進する。

6 大阪府防災情報システムの活用

市は、災害情報を直ちに把握するため、平常時から大阪府防災情報システムの活用を図る。

7 アマチュア無線等

アマチュア無線、業務用移動通信等の活用体制を整備し、災害時には協力を要請する。ただし、これらはボランティアという性格があるので配慮を要する。

8 通信機器運用体制の整備

- (1) 災害がいつ発生しても対応できるようにするため、夜間運用体制の確立を図る。
- (2) 関係職員は、無線局及び無線機の運用技術の向上に努める。
- (3) 情報収集に関する要員を定め、情報収集体制の整備を図るとともに、情報収集の機器、体制、情報分析の方法等について、必要に応じて専門家の意見を活用できるように努める。
- (4) 災害情報の受信、分析に関するセクションは本部室近くを予定し、本部との連携を図る。
- (5) 通信輻輳時を想定し、情報・通信・伝達等非常通信を取り入れた実践的訓練を行い、緊急の場合に備える。

9 通信設備の保守・整備等

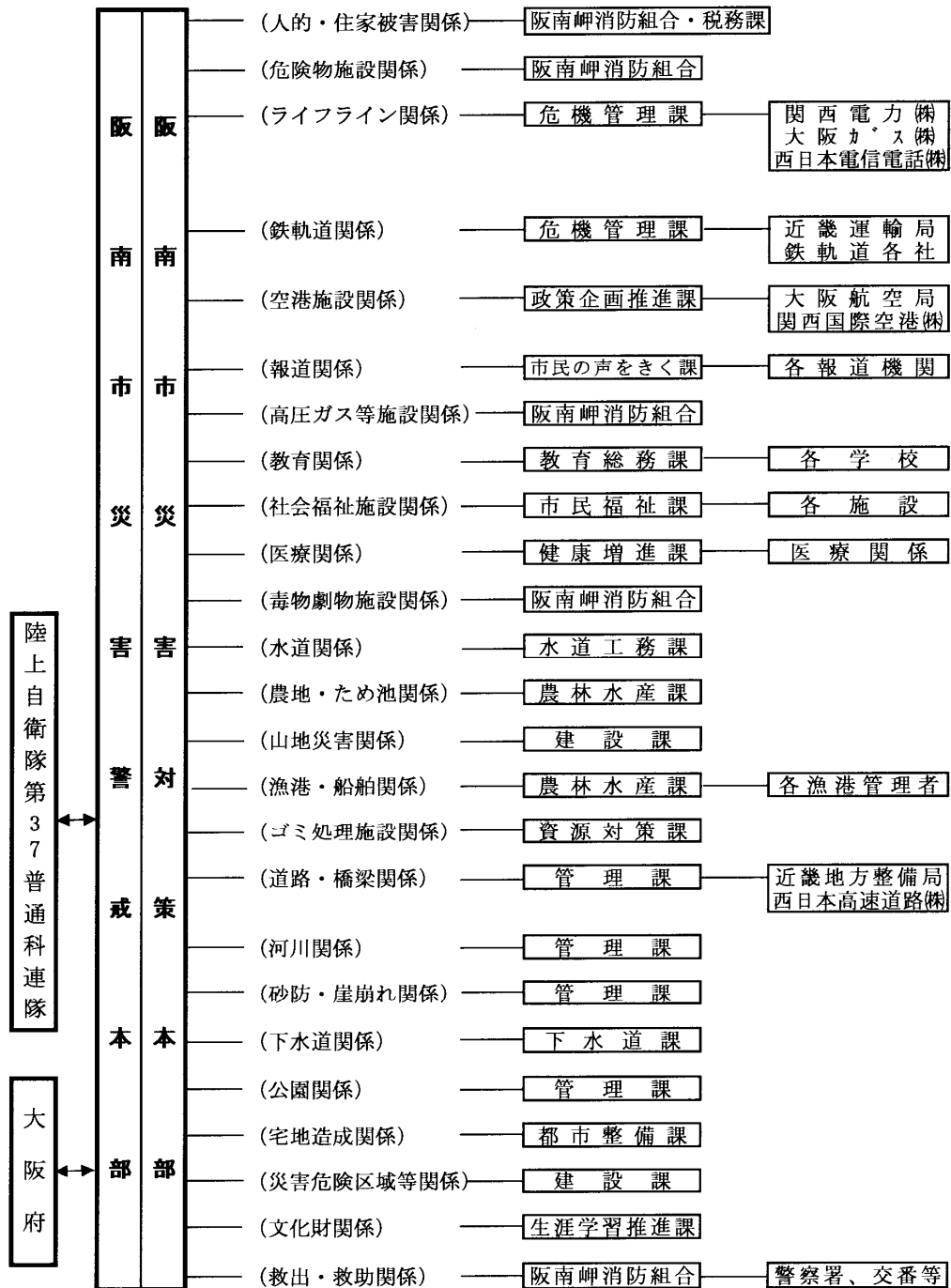
- (1) 各種通信設備については、定期的に点検整備を行い、その保全に努める。
- (2) 通信設備保管室は、コンピュータ室とともに耐火・耐震構造とする。

10 情報収集伝達体制

- (1) 市及び関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保を図るとともに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化に努める。
- (2) 市は、災害時に大阪府への情報収集、伝達が困難な場合、別に定めた非常通信経路計画により、行うものとする。 【4-49 頁参照】
- (3) 災害発生に備えて、災害情報等の収集伝達計画は、総務部危機管理課が行うものとするが、勤務時間外において災害が発生した場合には、防災担当職員が参集するまでの間は、消防組合及び阪南市役所（警備員）が情報収集伝達体制をとるものとする。

市の情報収集・伝達窓口

時間帯	窓口	NTT回線	大阪府防災行政無線
執務時間内	総務部危機管理課	0724-71-5678(内)2322	532-2322 又は 532-8900
夜間 / 休日	消防組合	0724-73-0119	448-0
	阪南市役所(警備員)	0724-71-5678	



*なお、市各部署は、必要に応じて大阪府の関係部署から情報の収集を行う。

図 情報収集伝達経路

第3節 火災予防対策の推進

第1 一般火災対策

【方針】

火災の発生を予防し、又は火災による被害の拡大防止を図るため、消防施設の強化、拡充、防火対象物に対する予防措置の対策を推進する。

地震発生時には、密集市街地等において火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて管理状況等を整備し、火災予防の徹底を図る。

【現況】

本市の市街地は、尾崎駅周辺等では木造密集住宅・狭隘道路が多く、延焼のおそれがある。こうした状況に対応するため、消防施設の充実など、消防体制整備に努めている。

*表 消防職員及び消防団員一覧表【5-2 頁参照】

*表 消防用機械・器具一覧表【5-2～4 頁参照】

*表 消防水利一覧表【5-7 頁参照】

表 消防分団車庫一覧表

区分 分団別	所在地	敷地面積(m ²)	建築概要	延べ面積(m ²)
第1分団	尾崎町1丁目17-20	63	鉄骨造 ALC 版張り鋼板葺	76
消防車庫 (福島)	尾崎町5丁目32-1	46	コンクリートブロック造 垂鉛鉄板葺平屋建	17
第2分団	下出660番地の1	214	鉄骨造2階建 一部鉄筋コンクリート造平屋建	132
第3分団	箱作259番地の1	247	鉄骨造 ALC 版張り鋼板葺2階建	136
第4分団	新町109番地の3	132	鉄骨造2階建	130
第5分団	石田625番地の3	162	鉄骨造 ALC 版張り鋼板葺2階建	112

【計画】

1 消防施設の強化

(1) 消防力の基準に基づき、必要消防力を算定し、これを基に実情に応じた消防車両等の資機材及び人員を配置する。

また、初動及び活動体制を確立するため、消防庁舎の耐震化や無線施設等の整備を図る。

施設等の配置は、地域の実情を十分考慮の上、年次計画をたて整備拡充を図る。

(2) 地震時には、上水道管及び施設の破損等により、通常の消防水利が十分に活用で

きない事態が生じる可能性がある。したがって、消火栓及び防火水槽などの消防水利の耐震化を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図り、プール等の利用をさらに推進する。

- (3) 消防水利の不足等により消火活動に支障をきたすおそれのある地域に対しては、消火栓増強、可搬式動力ポンプ等を整備し、消火体制の強化を図る。
また、火災発生に即応できるよう常時使用可能な状態となるよう維持管理に努める。

2 消防力の強化

(1) 消防活動路の確保と消防活動困難地域の対策

地震時においては、道路周辺の建物や塀などの倒壊、斜面の崩壊、道路被害、道路構造物被害などによって、通行支障が生じるおそれがある。

したがって、消防用車両の幹線道路の整備、狭い街路地区における拡幅、開渠の暗渠化、電柱の埋設化、角切りの確保などを進め、消防活動の支障となる事項の解消を図る。

特に、通常時とは異なる箇所でも通行支障が生じるおそれがあり、そのような地域の予測と対応についても、事前に検討しておく。

消防水利の不足又は道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては消防水利の増設及び可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(2) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(3) 消防団の活性化

広報等により青年層に対して、消防団活動への積極的な参加の促進を行い、組織強化に努める。

(4) 化学消防資機材の整備充実

化学車等の整備・増車、資機材の充実を図る。

査察活動の一環として事業所に対し、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄と使用訓練の励行を指導していく。

3 消防計画の策定

消防機関が消防活動を行う上での基本資料となる総合的な消防計画を地域の実態に即して具体的かつ効率的に策定する。

なお、消防計画に定めるべき大綱及び内容の主な事項は次のとおりである。

(1) 消防計画の大綱

- ア 消防力の整備に関すること。
- イ 防災のための調査に関すること。
- ウ 防災教育訓練に関すること。

- エ 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。
- オ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- カ その他災害対策に関すること。

(2) 消防計画の内容

- ア 組織計画（事務機構、災害時の消防隊の編成）
- イ 消防力等の整備計画（消防力等の現況、増強及び更新、施設及び資機材の整備点検）
- ウ 調査計画（消防地理調査、消防水利調査、災害危険区域等調査、被害想定図の作成）
- エ 教育訓練計画（教育、訓練）
- オ 災害予防計画（火災予防指導、火災予防査察、風水害等の予防指導、広報活動）
- カ 警報発令伝達計画（火災警報、その他警報の伝達及び周知）
- キ 情報計画（情報収集、情報報告及び連絡、情報広報、情報記録）
- ク 火災警防計画（消防職員・団員の招集、出動、警戒、通信、火災防ぎよ）
- ケ 風水害等警防計画（招集、出動、資機材の配備、監視警戒、事前措置の指示等）
- コ 避難計画（勧告及び指示の基準、伝達、避難所への誘導方法、避難所の警戒）
- サ 救助救急計画（非常招集、出動、医療機関との協力体制）
- シ 応援協力計画（協定機関、応援の方法、資料の交換）

4 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、教育訓練の計画を策定し、教育訓練を実施する。

- (1) 基礎訓練（規律訓練、車両訓練、操法訓練）
- (2) 火災防ぎよ訓練（基本、招集出動、水利統制、人命救助、避難誘導・警戒、通信連絡訓練等）
- (3) 水防訓練
- (4) 救助救急訓練
- (5) 総合防災訓練

5 相互応援体制の確立

災害時における消防活動の万全を期すため、必要な協定を結び相互応援体制を確立する。

表 消防相互応援協定締結状況

応援協定名	締結年月日	締結機関	協定内容
大阪府南ブロック消防相互応援協定	平成14年11月1日	泉南市他8市町 1消防組合	災害全般
航空消防応援協定	平成13年7月1日	大阪市	ヘリコプターによる消防業務
阪和林野火災消防相互応援協定	平成13年7月1日	和歌山市他15市町 2消防組合	府県境界の林野火災
大阪府下広域消防相互応援協定	平成14年6月1日	大阪市他31市町 4消防組合	大規模特殊災害
関西国際空港消防相互応援協定	平成15年7月1日	大阪市他9市町 1消防組合 関西国際空港(株)	航空機災害
近畿自動車道松原那智勝浦線及び 関西国際空港線消防相互応援協定	平成17年7月1日	和歌山市他7市町 4消防組合	高速道路における 消防業務

(平成17年7月1日現在)

6 一般建築物の不燃化等

木造建築物及び不特定多数の者が集まる建築物等について、耐火構造又は準耐火構造にするなど建築物の不燃化及び耐火化の指導を行う。

また、市街地の防災拠点の開発と建築物の不燃化を進めて延焼の防止を図るとともに、市民の避難地となる防災拠点については、公園や運動場として整備することとする。

さらに、地震発生時における避難経路等の確保を必要とする地域については、重点的に道路網の整備を推進する。

7 火災予防査察の強化

消防法に基づき、火災の発生を未然に防止するため、予防査察を消防対象物の用途、規模、地域に応じ計画的に実施し、対象物の状況を的確に把握するとともに、危険な対象物に対する消防用設備の改修等の指導を行い万全を期す。

8 防火管理者に対する指導

消防法により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

9 防火思想の普及

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等についての指導を行う。
- (2) 震災時に多発することが予想される出火危険を排除するため、耐震安全装置付器具の普及を図る。
- (3) 防火管理者、危険物取扱者、消防設備士又は自治会、婦人団体等の各団体を対象とした講習、現地指導、消防相談等の指導を行う。
- (4) 地域住民の積極的な協力を得るため、常時の広報はもとより火災又は水災の多発時期、あるいは火災予防運動期間などに広報活動を実施する。
- (5) 家庭内における火災予防の徹底を図るため、初期消火訓練や防火講習防災訓練等への参加を通して一般家庭における火災予防と地域の連帯意識の高揚を図る。
- (6) 保育園、幼稚園等において幼年消防クラブをつくり、防火の心得を理解させ、火遊びによる火災の撲滅を図るとともに、将来的な予防的成果を期待する。
また、小中学生を対象とした少年消防クラブの結成、育成も推進してゆく。

10 地震火災に対する出火予防対策の広報(一般家庭向け)

- (1) 燃焼器具の対策
 - (ア) 石油ストーブ：耐震自動遮断装置付き以外のものは使用しない。
 - (イ) 液体燃料器具：不使用時は、燃料タンクの前バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のため、固定措置を行う。
 - (ウ) LPガス：不使用時は、LPガス容器の容器バルブを閉止するとともに、鎖等により容器の転倒防止のため、固定措置を行う。
 - (エ) 都市ガス：不使用時には、元バルブを閉止する。
- (2) 出火危険物の保管対策
次の物品については、転落、転倒、漏洩を防止するため、保管場所等を考慮する。
ガソリン、灯油、ベンジン、エアゾール、携帯ボンベ、アルコール、塗料溶剤、農薬類等

第2 林野火災対策

【方針】

林野火災の原因は、たばこ、たき火等火気の取扱い不始末によるものが大部分を占めており、消防体制の強化とともに、入山者の火気使用に対する監視及び防火意識の高揚に努める。

【現況】

近年、森林は健康増進、野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。本市でも山間部に野外活動施設等があり、森林のレクリエーション利用者が増加しつつあり、たばこ、たき火等の火気の不始末による林野火災の危険性がある。

【計画】

1 監視体制の強化

林野火災発生のおそれのある場合は、巡視、監視を強化し、地域住民及び入山者等に対し、警戒を呼びかけるとともに、火気取り扱い上の指導を行うなど、必要な措置を講ずる。

(1) 火災警報の発令及び周知

気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地域住民及び入山者に対し、サイレン、広報車、有線放送等により周知を行う。

(2) 火気の使用の制限

気象条件等により、入山者等に火を使用しないよう指導する。

また、特に必要と認める場合は、市火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等を制限する。

(3) 火入れの安全管理の徹底

森林等において火入れを行おうとする者に対し、関係機関との連絡を密にして防火の徹底を図る。

2 消火施設等の整備

市及び関係機関は、防火水槽、自然水利利用施設、空中消火基地等の施設を整備するとともに、防ぎよ資機材の整備、消火薬剤の備蓄に努める。

*表 大阪府林野火災用空中消火資機材及び林野火災用消火資機材一覧表

【5-4 頁参照】

3 消防体制の整備

市及び消防機関は、関係機関の協力を得て地域における総合的な消防体制を確立するように努める。

また、森林組合等による自衛消防組織を整備するとともに、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制を確立する。

4 防火思想の普及

関係機関は、林野火災の発生期を重点に地域住民、入山者等に対し防火広報を積極的に実施する。

- (1) 山火事防止月間の設定
- (2) ポスター、看板等の設置
- (3) 広報車等による注意喚起

第4節 避難収容体制の整備

【方針】

市及び関係機関は、災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備を図る。

避難所及び避難地（以下、「避難所等」という。）は、災害の種類や状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その周知徹底を図るとともに、避難施設及び周辺環境の整備に努める。

【現況】

避難所、一時避難地、広域避難地、避難路は、次表のとおりである。

表 避難所一覧表

No.	施設名	収容可能面積(㎡)	収容可能人員(人)	所在地	電話
1	尾崎中学校	1,258	620	尾崎町5丁目33-14	73-2012
2	尾崎小学校	625	310	尾崎町1丁目18-15	71-0066
3	福島住民センター	256	120	尾崎町5丁目30-22	
4	マリントウン福島住民センター	107	50	尾崎町8丁目38-2	
5	福島小学校	748	370	尾崎町5丁目33-8	73-0541
6	西鳥取小学校	806	400	鳥取72	71-0061
7	鳥取住民センター	304	150	鳥取668-9	71-2210
8	和泉鳥取住民センター	100	50	和泉鳥取880-2	
9	桑畑住民センター	50	20	桑畑352-13	
10	和泉鳥取台住民センター	129	64	自然田466-111	
11	新町住民センター	219	100	新町298	
12	舞小学校	768	380	舞4丁目6番31号	71-6075
13	シーサイド貝掛住民センター	54	20	貝掛63-4	
14	貝掛住民センター	149	70	貝掛1215-1	
15	下荘小学校	745	370	箱作1055	76-0444
16	箱作住民センター	300	150	箱作1049	76-1352
17	いずみが丘住民センター	165	80	箱作1569-101	76-0297
18	鴻和住民センター	190	90	箱作2861-73	76-0910
19	箱作小学校	749	370	箱作2320	76-2233
20	舞西住民センター	300	150	舞2丁目16-20	71-8252

No.	施設名	収容可能 面積(m ²)	収容可能 人員(人)	所在地	電話
21	光陽台住民センター	252	120	光陽台2丁目14番9号	
22	東鳥取小学校	735	360	自然田1454	71-0244
23	自然田住民センター	310	150	自然田1752-1	
24	自然田第3住民センター	167	80	自然田1536-6	
25	自然田第4住民センター	168	80	自然田1664-3	
26	桜ヶ丘住民センター	82	40	自然田169-12	
27	波太小学校	708	350	石田600-1	71-3150
28	石田住民センター	219	110	石田494-5	
29	鳥取中住民センター	261	120	鳥取中293-2	71-6399
30	黒田住民センター	249	120	黒田5-3	71-1990
31	下出住民センター	255	120	下出701-4	71-0254
32	さつき台住民センター	234	110	さつき台1丁目24	72-5935
33	朝日小学校	739	360	自然田272-1	73-2014
34	鳥取東中学校	1248	620	和泉鳥取1455	73-0757
35	山中溪住民センター 参照	157	70	山中溪245	
36	緑ヶ丘住民センター	235	110	緑ヶ丘1丁目13-26	71-4929
37	万葉台住民センター	131	60	箱作446-73	76-0917
38	桃の木台西住民センター	300	150	桃の木台5丁目9-9	
39	プロヴァンスの丘住民センター	146	70	箱作2875-198	
40	南山中住民センター	115	50	箱の浦382-67	
41	箱の浦住民センター	115	50	箱の浦60-13	
42	鳥取三井住民センター	94	40	鳥取三井3番4号	
43	箱作東住民センター	173	80	箱作945	76-2712
44	箱作西住民センター	230	110	箱作1619-1	76-0913
45	箱の浦東住民センター	232	110	箱の浦1-76	
46	貝掛中学校	1,247	620	貝掛1372	76-1156
47	上荘小学校	751	370	下出548-1	73-2727
48	府立泉鳥取高校	1,335	660	緑ヶ丘1丁目1-10	71-2921
49	飯の峯中学校	1,313	650	桃の木台3丁目9-1	76-2050
50	桃の木台小学校	858	420	桃の木台5丁目423-33	76-3040
51	桃の木台東住民センター	287	143	桃の木台3丁目8-1	

山中溪住民センターについては、土石流災害以外の避難所とする。

表 一時避難地

施設名	所在地	面積(m ²)
波太小学校	石田 600-1	7,237
上荘小学校	下出 548-1	5,278
舞小学校	舞 4-6-31	7,393
福島小学校	尾崎町 5-33-8	5,427
箱作小学校	箱作 2320	5,694
貝掛中学校	貝掛 1372	17,326
鳥取東中学校	和泉鳥取 1455	12,546
中央運動広場	光陽台 1-17-24	11,880
府立泉鳥取高校	緑ヶ丘 1丁目 1-10	15,000

表 広域避難地

施設名	所在地	面積(m ²)
桃の木台中央公園	桃の木台 4-432-11	43,000

表 避難路(広域避難地に通じる道路)

施設名	区間
国道 26号	市域全線
市道箱作駅前線	全線
市道丘陵東線	全線
市道丘陵西線	全線

【計 画】

第1 避難地、避難路の選定

1 避難地

(1) 避難地の指定及び基準

ア 一時避難地

- (ア) 災害発生時において市民が一時的に避難できるように必要なオープンスペースとしての機能を果たすものとして指定し、整備する施設。
- (イ) 1ha 以上の中・高等学校のグラウンド等を一時避難地とするが、この他、周辺の状況から安全と思われる場所として、小・中学校のグラウンドをあわせて一時避難地に含めるものとする。

イ 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、市民の安全を確保できる場所として指定する。

- (ア) 想定される避難者一人当たりおおむね 1 m²以上の避難有効面積を確保できること
- (イ) 延焼火災に対して有効な遮断ができるおおむね 10ha 以上の空地
ただし、10ha 未満の空地であっても、火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から、おおむね避難者の安全が確保できると思われる場所を広域避難地に含めるものとする。

2 避難路

(1) 避難路の指定・整備

ア 避難路の選定基準

次の道路を避難路として選定する。

- (ア) 広域避難地に通じる道路
- (イ) 原則として幅員が 16m 以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10m 以上の道路）
又は 10m 以上の緑道
- (ウ) 落下物、倒壊物による危険など避難の障害の恐れが少ないこと
- (エ) 水利の確保が比較的容易なこと

イ 避難路は、緊急交通路と重複しており、避難誘導や交通規制に十分配慮する。

(2) 避難路の安全確保

市及び関係機関は、次により避難路の安全確保を図る。

ア 火災に対する安全性の確保

- (ア) 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため、有効な耐火建築物の整備を促進する。

(イ) 必要な箇所に貯水槽等の消防水利等避難者の安全に必要な施設を整備する。

イ 周知

災害に備えて次の事項を市民に周知する。

(ア) 避難路への駐車禁止

(イ) 荷物等の路上放置自粛

ウ 交通規制

避難路は、警察の協力を得て平常時において次の規制等に努める。

(ア) 駐車禁止の措置

(イ) 取り締まりの強化

第2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、防災関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を災害時要援護者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

第3 避難所の選定・整備

1 避難所

(1) 避難所

災害発生時において、避難所としての機能を果たすものとして、地域の住民センター、小・中学校（体育館）等を中心に、あらかじめ避難所として指定する。

また、必要に応じて本部長（市長）の指示により、上記以外の施設を避難所として開設するものとする。

(2) 避難所の整備

避難所の整備は、単に避難所のための施設としての整備にとどまらず、地区の防災拠点と位置付けて各種の防災機能の強化を図り、地域の防災力を高めるとともに、避難者の円滑な収容とその安全確保等に資することが必要である。この場合、災害時要援護者のための十分な配慮に努める。

(3) 避難所の管理運営

避難所の避難運営マニュアルの作成など避難所の管理運営体制を整備する。

2 避難所の施設管理者等との協定締結及び事前協議

災害時に避難所として適切な対応ができるよう、施設管理者と平常時から十分な事前協議を行う。

(1) 市が管理する施設以外の施設管理者等とは、所要の協定の締結に努める。

(2) 現避難所以外の公共建築物で、避難所として使用可能な施設を調査し、緊急の

場合に避難所として開設できるよう整備を図る。

- (3) 避難所として必要な維持管理の徹底を図る。
- (4) 勤務時間外の避難所の開設を速やかに行うため、施設管理者との連携体制の強化や鍵の適切な管理を図る。

3 災害危険個所ごとの避難施設及び避難方法の検討

災害危険個所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じてこれを見直し、市報「広報はんなん」に掲載し、市民に周知徹底を図る。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難所等
- (3) 避難路

4 避難所等に関する広報

避難に関する情報について、市報「広報はんなん」に掲載するほか、避難所等の所在地等を記した防災マップ等の配布を行い、市民に周知徹底を図る。

第4 避難誘導体制の整備

- 1 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- 2 大阪府が示す指針に基づき、災害時要援護者の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握できるマニュアル作成に努め、円滑な避難誘導体制の整備を図る。
- 3 学校・幼稚園・保育所など社会福祉施設・病院等、多数の者が利用する施設の施設管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、日頃から市、消防組合、泉南警察署等関係機関と協議の上、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施する。
 - (1) 避難実施責任者
 - (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
 - (3) 避難者の順位（施設利用者、一般職員、防災要員の順とする。）
 - (4) 避難誘導責任者・補助者
 - (5) 避難誘導の要領・措置
 - (6) 避難者の確認方法
 - (7) 家族等への引き渡し方法
 - (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
 - (9) 通学路周辺の危険個所の周知（ブロック塀等の危険性）

4 災害時要援護者等の避難対応の検討

- (1) 災害時要援護者、遠距離避難者等のために、避難応援の検討を行う。
- (2) 災害時要援護者のため、日頃から近隣住民又はボランティアとの交流等を促進し、発災時の避難介助に努める。
- (3) 避難所等において、災害時要援護者のために次のような福祉的整備を行う。
 - ア 段差の解消、階段・手洗い等に手すりの設置、スロープの設置、身障者トイレ（福祉仕様）の設置、文字放送が可能なケーブルテレビの設置等
 - イ 施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、簡易トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
 - ウ 施設管理者の協力を得て、府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう管理体制を整える。）
 - エ 身障者用便器、車椅子、ベッド等身障者用資機材について、緊急時に入手できるよう、業者等にあらかじめ申し入れを行う、若しくは協定を結ぶ。
- (4) 老人福祉センターの社会福祉施設を福祉避難所として指定し、災害時要援護者等の受け入れ体制の整備を行う。
- (5) 多人数の避難に供する施設の施設管理者は、大阪府福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

第5 応急仮設住宅の建設予定地

災害により、被災者等に対して住宅を建設する必要が生じた場合に備え、次の施設を応急仮設住宅建設の予定地とする。

施設名	所在地	面積	建設必要戸数	必要面積
中央運動広場	阪南市光陽台 1-17-24	11,880 m ²	30	1,500 m ²

必要戸数、必要面積については、府の地震被害想定調査結果を参考とした阪南市の被害想定をもとに算出したもの

第6 応急危険度判定体制の整備

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備及び普及啓発

市は、応急危険度判定の実施主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備に努めるとともに、大阪府及び建築関係団体との連携のもとに、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携、協力し、被災宅地危険度判定士の要請・登録を推進するとともに、判定士の受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第7 斜面判定制度の普及啓発

市は、大阪府及びNPO法人大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第5節 災害応急対策実施のための事前対策

第1 給水体制の整備

【方針】

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

また、災害時における市水道施設の応急復旧工事への協力を要請するために、水道工事業協同組合等との間で、協力要請の方法、動員可能な人員の把握の方法、書類の交換等の細目にわたって取り決めができるよう検討していく。

【現況】

本市の給水体制は次のとおりである。

表 上水道施設の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内		原水の種類	現在施設公称能力
		現在人口	現在給水人口		
阪南市 上水道事業	74,000人	59,836人	59,800人	浄水受水	38,000m ³ /日

(平成17年4月1日現在)

表 給水用資機材の整備状況

資機材名	容量	現有数	管理者	備考
給水タンク	1m ³	2	市長	
給水タンク	2 m ³	1	市長	
給水ポリ容器	18 リットル	50	市長	
緊急用飲料水袋	10 リットル	1,500	市長	

(平成17年4月1日現在)

【計画】

1 整備目標

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。

災害発生から（目標）		
3日間	3リットル/人	生命維持用水
7日目	3～20リットル/人	簡単な炊事等
14日目	20～100リットル/人	3日に一度の風呂、洗濯
28日目	100～250リットル/人	災害前とほぼ同水準

2 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

3 協力体制の整備

市民及び自治会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、災害時給水活動の担い手として積極的な協力を得られるようにする。

また、指定給水装置工事事業者及び輸送業者等の組織に対し、災害時給水のため、協力体制の確立を図る。

第2 食料・生活必需品等供給体制の整備

【方針】

災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食料・生活物資等の充実に図るとともに、備蓄庫の整備を行う。ただし、災害救助法が適用された場合を想定し、府と十分な協議・調整の上、整備を図る。

また、災害時における物品等の調達に関して、農業団体、商工団体等との間で、協力要請の方法、調達可能な物品の把握の方法等について検討していく。

【現況】

食料備蓄関係施設等は、次のとおりである。

*表 粉乳取扱業者一覧表【3-94 頁参照】

*表 市内の生活必需品等調達取扱業者一覧表【2-112 頁参照】

【計画】

市は大阪府の重要物資の備蓄等の考え方を参考とし、以下の目標量を設定している。

1 重要物資確保の基準について

(1) アルファ化米等

避難所生活者数の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄

(2) 高齢者用食

避難所生活者数(要援護高齢者等)の1食分を府及び市町村がそれぞれ備蓄
(人口比2%で算出)

(3) 粉ミルク

避難所生活者数(乳児)の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄
(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)

(4) 哺乳瓶

避難所生活者数(乳児)分を市町村が備蓄、府は予備分を備蓄
(人口比1.5%、人工授乳率70%で算出)

(5) 毛布

避難所生活者のうち災害時要援護者分(子ども、高齢者等)(人口比30%)を市町村が、その他を府がそれぞれ備蓄

(6) おむつ

避難所生活者数(乳児)の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄
(人口比3%、1日5個で算出)

(7) 生理用品

避難所生活者数（女性）の1日分を府及び市町村がそれぞれ備蓄（幼児、高齢者を除いた人口（人口比65%）のうち女性（人口比51%）1日5個で算出）

(8) 簡易トイレ

避難所生活者100人に1基を市町村（ボックス型）が備蓄、府は組立型を500人に1基備蓄、調達する仮設トイレを含めて100人に1基を確保

表 重要物資備蓄目標量及び備蓄保有量

物 資	目 標 量	保 有 量
アルファ化米等	1,944 (食)	1,944 (食)
高齢用食	39 (食)	39 (食)
粉ミルク	20 (人・日)	20 (人・日)
哺乳ピン	20 (本)	20 (本)
毛布	583 (枚)	420 (枚)
おむつ	292 (個)	292 (個)
生理用品	3,222 (個)	3,222 (個)
簡易トイレ	19 (個)	7 (個)

(平成17年4月1日現在)

2 その他の物資の確保

下記の物資の確保体制を整備する。

- (1) 精米、即席麺などの主食
- (2) 野菜、漬物、菓子類などの副食
- (3) 被服（肌着等）
- (4) 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- (5) 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- (6) 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、ラップ等）
- (7) 医薬品等（常備薬、救急セット）
- (8) 要援護高齢者、障害者用介護機器、補装具、日常生活用具（車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等）
- (9) 棺桶、遺体袋など

表 市内の生活必需品等調達取扱業者一覧表

品名	オークワ	万代
	71-7000	73-6700
インスタント食品	1,500	1,000
缶づめ(食品)	1,000	500
毛布	40(季節により変動)	
雨合羽	50	
肌着	100	
作業服	20	
軍手	360	
ゴム長靴	60	
タオル	200	
鍋・釜	150	20
茶わん	350	
歯ブラシ	250	300
紙皿	150	50
ローソク	100	80
マッチ	50	
粉ミルク	50	
水筒	200	
石けん	150	50
割りはし	200	50
包丁	100	
トイレットペーパー	400	200
バケツ	40	
カセットボンベ		50
生理用品		50
紙おむつ(乳児用)		60

第3 医療・救護体制の整備

【方針】

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備・隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の救護班の編成・活動について、泉佐野泉南医師会等の協力を求め、医療団体組織の内規等によって、救護班の編成方法、団体内の連絡方法、活動内容、患者の受入、書類の交換等の細目にわたって、取り決めができるよう検討していく。また、医療品等の調達先及び備蓄について検討していく。

【現況】

本市の医療機関に関する状況は「市内医療機関一覧表【3-106頁参照】」のとおりである。

【計画】

1 災害医療

医療救護活動は、災害のために医療機関等が混乱し、被災した市民が医療の途を失った場合、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。死亡者を1人でも少なくすることを目標に、以下の点に留意し、すべての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する

(1) 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次治療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

ア 救護所及び現地医療活動の分類

次の2種類の救護所及び活動に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

(ア) 応急救護所での現場救急活動

災害発生直後の短期間、医療救護班を編成し、災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置や、トリアージ等を行う。

(イ) 医療救護所での臨時診療活動

避難所等に併設される救護所（医療救護所）では、主に、軽症患者の医療や被災市民等の健康管理を行う。

イ 時間的経過に伴う変化への対応

災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

(2) 後方医療活動

救護所では対応できない患者の二次医療から三次医療を、災害医療機関を中心に被災を免れた（被災地内と被災地外を含め）すべての医療機関で実施する。

- ア 災害が甚大で負傷者が多いときは、管内の医療機関は初期において現地医療活動を行うが、これを管外応援に切り替え後方医療活動を優先する。
- イ 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地以外の医療機関へ搬送し、治療する。
- ウ 特定の医療機関へ患者が集中しないよう、また重症患者であればあるほど、可能な限り（府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送・治療を行う。
- エ 医療機関を機能別・地域別に体系化し、重症度、緊急度にあった適切な患者の搬送・受入れを行う。

2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

(1) 広域災害・緊急医療情報システム

災害時の医療情報を迅速にかつ的確に把握し、発信できるようにするため、大阪府医療機関情報システムの活用を図る。

(2) 連絡体制の整備

ア 災害時の連絡・調整、医療救護班の受入れ及び救護所への配置・調整等は、市立病院事務局において行うものとし、情報内容、情報収集提供等の詳細は課内であらかじめ定めておくものとする。

イ 市は府とともに情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する保健医療情報が収集できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

(3) 医療情報通信体制の整備

消防組合、病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空きベット数等の医療情報を常時把握できるよう体制を整備する。

(4) その他

ア 市は、医療救護班との情報連絡手段として、優先電話回線、防災行政無線等を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

3 現地医療体制の整備

市は、府及び医療関係機関と相互に連携して、救護所において応急処置等を行う現地医療体制を整備する。

(1) 医療救護班の種類と編成

府、市及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成する。

ア 緊急医療班

災害発生直後に災害拠点病院が派遣する医療救護班で、救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

イ 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を構成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。ただし、各医療班は必要に応じて専門外の診療にも対応することとする。

(2) 医療救護班の編成基準等

災害による多数の死傷者の発生に備えて、医師会等の医療関係機関の協力のもと救急医療体制の確立に努める。

ア 医療救護班の編成数、構成、参集場所、派遣方法等

イ 救護所の設置場所、設置基準、運営方法等

ウ 医師会に協力を依頼し、医療救護班編成基準の詳細を定め、又は調整する。

エ 医療救護班の受入れ及び救護所への配置調整を行う体制を整備する。

(3) 医療救護班の編成及び班員の集合場所

ア 市は、阪南市立病院及び泉佐野泉南医師会等の協力を得て次のような医療救護班（3班体制）を編成する。

医療救護班	—	医 師	1
	—	看護師	2
	—	補助員	1

イ 医療救護班の参集場所は、保健センターとする。ただし、災害対策本部（市）からの指示がある場合にはそれに従う。

(4) 救護所の設置場所

救護所の設置は、次の場所を想定する。

ア 開設した避難所（小中高校の保健室含む）

イ 広域避難地

ウ 必要に応じて次を設置場所とする。

(ア) 未開設の指定避難所

(イ) 保健所、医院等

(ウ) 被害の状況により必要な地区の公民館、公共施設等

(エ) 総合病院や外科医院の直近（特に大規模災害の場合）

(オ) その他必要と認められる場所

(5) 協力体制の整備

大規模災害で、市内の医療機関で対応しきれない場合を想定し、日本赤十字社、府、その他関係機関と救護所を含めた救護医療体制をあらかじめ調整しておくものとする。

4 後方医療体制の整備

市及び府は、後方医療体制を充実させるため、機能別・地域別の災害医療の拠点となる「災害医療機関」を設定し、連携体制を推進する。

(1) 市災害医療センターの整備

阪南市立病院を阪南市災害医療センターと定め、次の活動を行う。

- ア 市の医療活動の拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療関係機関間の調整

(2) 府災害医療機関の整備

前項のほか、府は府域に災害拠点医療機関を次のように設定し、災害時のために広域医療体制を整備する。

ア 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

地域災害医療センターの活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を行う。平常時においては、災害医療の研修機能を有する。

(イ) 地域災害医療センター

- a 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲火傷等の災害時に多発する緊急患者の受入れと高度医療の提供
- b 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- c 地域の医療機関のため、応急用医薬品及び医療資器材の備蓄及び貸出し等による支援
- d 自己完結型の医療救護班の派遣
- e 広域患者搬送への対応

イ 特定診療災害医療センター

循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児疾患、精神疾患等、専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

5 病院防災マニュアルの作成

すべての医療機関は、防災体制や災害時の応急対策等を盛り込んだ病院防災マニュアルを作成し、非常時の診療体制を確立する。

6 医薬品等の確保体制の整備

市は、府及び日本赤十字社大阪府支部とともに、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。

(1) 医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備

市は、府と協力して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制を整備する。

ア 災害拠点病院等での備蓄

(ア) 災害拠点病院

(イ) 特定診療災害医療センター

(ウ) 阪南市災害医療センター

イ 卸業者による備蓄

ウ 大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター（会営薬局）による備蓄

(2) 輸血用血液の確保体制の整備

日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

7 患者等搬送体制の確立

市は、府と協力して、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

(1) 患者搬送

市は、府と協力して、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、大阪府救急医療情報システムの受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

(2) 医療救護班の搬送

市は、府及び医療関係機関と協力し、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

8 個別疾病対策

市は、府とともに専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等について、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係団体と協力して、医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保・供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法等を整備する。

9 関係機関協力体制の確立

(1) 地域医療連携の推進

市は、府とともに地域医療保健協議会を活用し、災害時の医療救護方策の検討や訓練の実施等、地域の実情に応じた災害時医療体制を確立する。

10 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 災害医療に関する研修

市は、基幹災害医療センターが実施する、災害時の医療関係者の役割、特徴的な傷病、治療等についての研修会への参加を推進する。

(2) 災害医療訓練の実施

各医療機関は、年一回以上の災害医療訓練の実施に努める。

市は、府及び災害医療関係機関等と協力して、地域の関係機関と共同の災害医療訓練を実施する。

表 近隣の災害拠点病院等

基幹災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
大阪府立急性期・総合医療センター	内・精・消・神内・小・循・眼・耳鼻咽喉科・放射・歯・口外・麻酔・外・胃・形外・脳外・心外・皮・泌・産婦 等	大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201

地域災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
市立泉佐野病院	内・呼・小・眼・耳鼻咽喉科・リハ・口外・麻酔・放射・循・神・外・整形・皮・泌・産婦・形外・脳外・心外	泉佐野市りんくう往来北2-23	0724-69-3111
府立泉州救命救急センター	内・小・麻酔・放射・外・整形・脳外	泉佐野市りんくう往来北2-24	0724-64-9911

特定診療災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
府立成人病センター	内・呼・消・循・眼・耳鼻咽喉科・泌・内泌外・麻・神・脳外・外・整・産・心外・婦	大阪市東成区中道1-3-3	06-6972-1181
府立精神医療センター	精・歯	枚方市宮之阪3-16-21	072-847-3261
府立呼吸器・アレルギー医療センター	内・小・呼・眼・耳鼻咽喉科・歯・放射・循・外・産・皮・呼外・肺腫瘍内・結核内・喘息内・消・消外・麻	羽曳野市はびきの3-7-1	0729-57-2121
府立母子保健総合医療センター	産・婦・小・内・循・神内・外・整・形外・脳外・心外・小外・泌・眼・耳鼻咽喉科・放・麻・歯・口外・矯正・リハ	和泉市室堂町840	0725-56-1220

阪南市災害医療センター

(平成17年4月1日)

名 称	標榜科目	住 所	電 話
阪南市立病院	内・小・循・胃・眼・耳鼻・ リハ・歯口・外・整形・婦・ 放・麻	阪南市下出17	71-3321

第4 緊急輸送体制の整備

【方針】

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

【計画】

1 陸上輸送体制の整備

(1) 緊急交通路の選定

市は、府とともに警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。災害発生直後における災害応急対策にあたる緊急通行車両の通行を最優先で確保するための道路として、府は広域緊急交通路を選定し、市は地域緊急交通路を選定する。

ア 広域緊急交通路（府選定）

(ア) 府県間を連結する主要な道路

(イ) 府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上・海上・航空輸送基地等を連絡する主要な道路

(ウ) 各府民センタービル、市庁舎・市の輸送拠点等を連絡する主要な道路

イ 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市が選定した災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター及び各防災拠点等との連絡を確保する道路

表 広域緊急交通路及び地域緊急交通路一覧表

指定区分	施設名	区間
広域	阪和自動車道	市域全域
	国道26号	市域全域
地域	府道鳥取吉見泉佐野線	兔砥橋～尾崎北
	府道東鳥取・南海線	桜ヶ丘～阪南インターチェンジ前
	府道自然田鳥取荘停車場線	鳥取～阪南インターチェンジ前
	市道尾崎自然田線	尾崎北～下出西
	市道尾崎黒田南線	下出西～黒田南
	市道尾崎桑畑線	石田～桑畑グラウンド
	市道光陽台舞線	鳥取南～光陽台
	市道箱作駅前線	全線
	市道丘陵東線	全線
	市道丘陵西線	全線

*図 広域緊急交通路・地域緊急交通路・阪南市医療センター【阪南市防災マップ参照】

*図 応急仮設住宅予定地・福祉避難所・災害時用臨時ヘリポート【阪南市防災マップ参照】

(2) 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

(3) 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

(4) 緊急交通路の周知

市は、警察及び道路管理者とともに、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から市民へ緊急交通路の周知に努める。

2 航空輸送体制の整備

市及び関係機関は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送、林野火災時の空中消火を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートの選定を行い、その管理運営に努める。

市は、救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活用して応急対策活動を円滑に実施するため、災害時用臨時ヘリポートとして以下を選定している。

表 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポート名	所在地	所有者 又は 管理者	土地の利用				付 近 障害物 状 況
			長さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	表 面	
桑畑総合グラウンド	桑畑 430	教育委員会生涯学習推進課	50	90	11000	土	
桃の木台小学校	桃の木台5-423-33	桃の木台小学校	60	80	11000	土	
尾崎中学校	尾崎町 5-33-14	尾崎中学校	60	70	7800	土	
大阪市泉南メモリアルパーク	箱作 2603-1・10区	大阪市霊園サービス公社	50	35	2200	芝生	南側 山林

(1) 選定基準

ア 地盤は堅固な平坦地のこと。(コンクリート、芝生が最適)

イ 地面斜度 6 度以内のこと

ウ 離着陸(発着)のための必要最小限度の地積が確保できること。

【必要最小限の地積】

(ア) 大型ヘリコプター：100m 四方の地積

(イ) 中型ヘリコプター：50m 四方の地積

(ウ) 小型ヘリコプター：30m 四方の地積

エ 二方向以上からの離着陸が可能であること。

オ 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。

カ 車両等の進入路があること。

キ 林野火災における空中消火基地の場合

(ア) 水利、水源に近いこと。

(イ) 複数の駐機が可能なこと。

(ウ) 補給基地が設けられること。

(エ) 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

ク 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。

これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。

ケ 着陸点にはHを表示すること。

コ 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備すること。

(2) 府への報告

市は、新たに災害時用臨時ヘリポートを選定した場合、又は報告事項を変更（廃止）した場合は、略図を添付の上、府に次の事項を報告する。

ア ヘリポート番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物の状況

カ 離着陸可能な機数

(3) 災害時用臨時ヘリポートの管理等

ア 市は、選定したヘリポートの管理について、平素から管理者と連絡をとり、現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

イ ヘリポートへのアクセス道路については、偶発災害発生に備えて、不法駐車を排除するなど交通取り締まりの強化を泉南警察署に依頼し通行の確保に努める。

ウ 通信機器の必要なもの、複数機の離着陸等のため、航空管制が必要なものについては、あらかじめそれらの所有者と協議を行うこととする。

(4) 高度医療施設のヘリポート

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び緊急活動にヘリコプターを有効利用するために、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

3 海上輸送体制の整備

(1) 漁港等の管理者は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を整備する。

- (2) 災害発生後直ちに漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

4 輸送手段の確保体制

市及び関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送等による人員、物資の輸送手段を確保するための体制や、災害時における運用の手順を整理する。

(1) 車両、航空機、船舶の把握等

ア 市及び関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の数量の把握に努めるとともに、運用方法等必要な事項をあらかじめ計画する。

イ 市は、市保有の車両で、必要なものは泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行い、確保するとともに関係機関と協定又は協力関係を確立し、車両、航空機、船舶等の確保に努める。

(2) 調達体制の整備

市は、災害時の輸送能力を確保するため、車両、船舶等について、あらかじめ民間事業者との連携に努める。

5 交通規制・管制の整備

(1) 府公安委員会

災害対策基本法第50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めるときは、「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

(2) 府警察（泉南警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

ア 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

イ 災害に強い交通安全施設の整備

(ア) 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

(イ) 災害時の信号制御システム等の整備

(ウ) 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

(3) 道路管理者

災害時における道路施設の破損・決壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な資機材を整備する。

(4) 第五管区海上保安本部（岸和田海上保安署）

湾内及び港の周辺海域における海上交通の安全を確保するために必要な資機材、船舶、航空機、要員の確保に努める。

(5) 阪南市

ア 市は、府と協力し、府警察が行う交通規制・管制の場合に備え、交通規制・管制が円滑に行われるための協力体制及び市民への周知体制を整備する。

イ 市長が指示する交通規制の場合について、府、府公安委員会、府警察との連携関係について十分な調整を図っておくものとする。

ウ 災害時に災害応急対策のための必要な車両は、泉南警察署に緊急通行車両事前届出を行う。

6 道路施設

道路管理者は、道路の障害物除去のための道路啓開用資機材を整備する。また、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員の確保等の体制の整備に努める。

第5 ごみ・し尿処理体制の整備

【方針】

市は、関係機関の協力のもと、災害により発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

【現況】

ごみについては、収集体制の整備と処理施設の整備・充実を図っているが、災害後に一時的に大量発生するごみ処理を効率的に行う必要がある。

また、し尿については、現在下水道が整備中であるが、大半は汲取りと浄化槽による処理を行っている。し尿及び浄化槽汚泥は市許可業者が収集している。

現在、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設（環境センター）を建設中である。（平成19年2月供用開始予定）

*表 清掃関係施設及び車両【3-133頁参照】

【計画】

1 ごみ処理体制の整備

災害後に、市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設等の機能が停止した場合や避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の検討を図る。

- (1) 災害時用仮設トイレの整備
- (2) 素掘用資機材の整備
- (3) 搬送体制の確立
- (4) 処理方法の検討

第6 応急教育対策

【方針】

学校その他文教関係施設における学童・生徒の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

【現況】

本市の学校施設は次表のとおりである。

表 学校施設一覧表

区 分	学 校 数
府立高校	1
市立中学校	5
市立小学校	12（内1校は分校）
市立幼稚園	10

（平成17年4月1日現在）

【計画】

1 文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

(1) 職員等の分担・配置

施設の補強・補修等（台風時における準備作業等）が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担の配置を定める。

(2) 施設の点検整備

平時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所又は不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

第7 文化財災害予防対策

【方針】

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防災施設、消防用設備等の整備、現地視察と指導の実施並びに所有者及び管理者への保護思想の啓発等の施策を行う。

【現況】

本市の指定文化財は次表のとおりである。

表 指定文化財一覧表

区分	種別	件数
国指定重要文化財	建造物	1
国登録文化財	登録有形文化財	1
府指定文化財	建造物	1
〃	史跡	1
〃	絵画	1
〃	彫刻	1
〃	天然記念物	1
市指定文化財	絵画	1
〃	彫刻	1
〃	無形民俗	1
〃	史跡	1
〃	天然記念物	1
合計		12

(平成17年4月1日現在)

【計画】

1 施設等の整備

国、府、市、消防機関、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。

なお、整備に多額の費用が必要な場合は、国府費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

- ア 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- イ 消火設備（消火器、屋外消火栓設備）
- ウ 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）

エ 周辺環境（防火帯、消防道路、消火栓）

オ 火気の使用制限（禁煙区域の指定）

(2) 落雷対策

 避雷針の設置

(3) その他の対策

ア 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）

イ 薬剤処理（防虫予防）

ウ 施設への委託保管

エ 防災施設、消防用設備等の点検整備

2 視察等による指導

生涯学習推進課は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回視察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

3 訓練及び保護思想の啓発

(1) 消防署は、文化財について消防訓練又は図上訓練を随時実施する。

(2) 文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者等、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。

(3) 防火管理者等に対し、研修会や講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。

(4) 自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を図る。

4 防災関係機関との協力

平常時から消防・警察その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第6節 ライフライン確保体制の整備

ライフライン事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道

市は、災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 施設の被害状況を的確に把握するためのシステムの整備
- (2) 応急復旧マニュアルの整備
- (3) 管路図等の管理体制の整備

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

3 協力応援体制の整備

- (1) 迅速かつ適切な応急対策を実施するため、「大阪府水道震災対策相互応援協定書」に基づき相互応援体制を整える。
- (2) 隣接市町水道事業者との協定による水道緊急連絡管の拡大を図る等、相互応援体制の確立に努める。

第2 下水道

市は、災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を把握するとともに、施設管理図書を複数箇所に保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備点検

応急復旧用資機材の備蓄及び調達体制の確保を行う。

3 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府及び市町村等との協力応援体制を整備する。
- (2) 大阪府と協力して「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づく、近畿2府7県の支援体制の整備をはじめ、国・他の地方公共団体等との相互支援要請体制を推進する。

第3 電力

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- (2) 対策要員の動員体制を整備する。
- (3) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）の配備増強を進める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者からの協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、電力会社相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、他電力会社との電力融通体制を確保する。

第4 ガス

ガス事業者は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム(災害時におけるガス供給の情報を迅速かつ的確に把握する)の開発、導入を図る。
- (2) 緊急ガス供給停止システムの強化を図る。
- (3) 導管網ブロックの細分化を図る。
- (4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、情報連絡体制及び動員体制を整備する。
- (5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。
- (6) ガス管の漏洩箇所の特定、管内異物の効率的除去など復旧技術の開発、改良及び向上に努める。
- (7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

2 災害対策用資機材及び整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材及び代替燃料(圧縮天然ガス、カセットコンロ等)の確保体制を整備する。
- (2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。
- (3) 消火・防火設備の整備充実に努める。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

第5 電気通信

電気通信事業者は、災害時における電気通信設備又は回線の故障に対して、迅速かつ的確な応急復旧を行うための体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範な地域において被害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期すため、関連事業者等を含めた全国的規模による応援体制を編成し、応急復旧用資機材の確保と輸送体制を確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 復旧用資機材の確保に努め、機器並びに車両等を分散配備する。
- (2) 資機材の輸送計画を定め、輸送力の確保に努める。
- (3) 災害対策用資機材について、常にその数量を把握し、必要な整備点検を行う。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応、応急復旧の手順の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、計画的に防災訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

他のライフライン事業者と協調し、防災対策に努めるほか、関連事業者と要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

第6 住民への広報

各ライフライン事業者は、それぞれの災害時の対応について広報活動を実施し、需要家の意識の向上を図る。

- 1 市及び大阪府は、飲料水の備蓄の重要性、節水並びに水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報する。
- 2 関西電力株式会社並びにガス事業者は、感電、漏電、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。
- 3 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

【方針】

市は、府が策定した地震防災対策特別措置法に定める第2次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図るものとする。

本市においても、地震防災対策の強化を図るため、第2次地震防災緊急事業五箇年計画を推進する。

【現況】

1 計画期間

平成13年度を初年度とする5カ年

2 計画対象事業

- (1) 消防用施設
- (2) 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、港湾施設、又はヘリポート
- (3) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (4) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (5) 砂防設備、保安施設事業に係る保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (6) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備

3 地震防災上必要なため池の整備

市は、府をはじめ防災関係機関等と協力し、避難路、緊急輸送路として必要な道路の確保又は人家の地震防災上、改修等が必要なため池を計画的に整備するものとする。